

滋賀県・饗庭野演習場における連続事故についての要請

2019年10月28日

日本共産党 滋賀県委員会 委員長 石黒 良治
滋賀県議会議員団 団長 節木三千代
高島市議会議員団 森脇 徹、福井節子

(1) 滋賀県高島市の陸上自衛隊饗庭野演習場では、2015年7月16日の民家への重機関銃弾直撃事故、18年11月14日の迫撃砲弾の着弾を原因とする民間車両損傷事故に続き、本年9月18日の IR 赤外線照明弾場外落下事故と4年間に3回もの重大事故が発生した。いずれも人命や住民の財産が奪われても全くおかしくない、あってはならない重大事故であった。

(2) 特に18年の事故は、①発射の向きが22.5度もずれ②最初の2発の着弾が確認されていないのに、事故を起こした3発目を発射③3発目の被害は確認せず、滋賀県警から今津駐屯地に通報が入った午後2時半以降も二つの分隊が各6発を発射、④最終的に訓練を中止したのは現場に被害の連絡が入った後の同57分という異常な事態であった。明らかな組織的な事故であったにもかかわらず、原因を「隊員による人為的ミス」(陸幕長定例会見、18年11月15日)として個人の責任にした。15年の事故も主因を「誤った目標設置を実施したという人為ミス」(中部方面隊総監部)とし、徹底した原因究明は行われなかった。今回の照明弾落下事故については、要因として「山谷風の影響の可能性」など自然現象をあげている。いずれの場合も「調査」は第三者抜き、「身内」だけで行われ、事故後短期間に実弾訓練が再開されている。極めて遺憾である。

(3) 高島市などへの事故の通報が遅れ、事故後も射撃訓練が続けられるなど、今津駐屯地と高島市との間の「覚書」にも自衛隊自身の「達」(陸上自衛隊演習場等の使用及び管理に関する達*)にも反する行為が行われた。住民の安全・安心、自衛隊への信頼を踏みにじるものとして住民の大きな怒りをかっている。18年の事故の際の住民説明会で地元の区長は「こんな事件が連続して起きているのは饗庭野だけ。もし三度目が起きるなら、自衛隊そのものの存在価値が問われる」と述べている。どう受け止めるのか。防衛省・自衛隊は、ことあるごとに饗庭野を「極めて重要な演習場」(岩屋毅防衛大臣、18年11月20日、参院外交防衛委)などと言っているが、それなら住民の不信をかうような行為をなぜ繰り返すのか。住民が納得する真摯な反省と事故防止策こそが求められる。

(4) 今回の照明弾落下事故によって饗庭野演習場が民間企業の武器の実験場になっていたことが明らかになり、住民は驚いている。

事故は、昨年と同じ迫撃砲によるもので、部隊も昨年と同じ陸上自衛隊第37普通科連隊(大阪府・信太山駐屯地所属)によるものである。同時に従来とは違う新たな危険を持っている。それは①ダイキン工業が生産した照明弾の性能を、防衛装備庁がチェックする射撃試験中の事故であったこと②過去2回は演習場内に着弾して事故を引き起こしたが、今回は場内から約1キロも離れた場外に落下したこと③射撃試験は高島市にも住民にも事前通告がなかったこと、などである。

「民間企業の兵器の試し撃ちに自衛隊の演習場を使うことは許されるのか」「饗庭野演習場の性格にもかわる」など様々な疑問が生じている。防衛省は疑問に答えるとともに、この間、饗庭野演習場で行ってきた民間企業試射の実態を明らかにすべきである。また当然実施しないのは射撃試験のみで、射撃訓練そのものは実施する、というのは納得できない。

われわれは、事故のたびに防衛省・自衛隊に要請を行ってきたが、要請は生かされず、事故が繰り返されてきた。今回、3回の事故を踏まえ、住民の命と安全、財産を守る立場から以下のように要望する。誠実に対応されたい。

*達＝陸上自衛隊演習場等の使用および管理に関する達(1971年 陸上自衛隊通第111-3号)

9条「使用部隊等の長は、着弾区域外又は演習場外に射弾が落達した場合および疑わしい場合は、直ちに射撃を中止し、速やかに使用統制責任者の定める者に通報するものとする」

15条 関係地元自治体への事前及び緊急の連絡、調整を行う

記

一、上記のような連続事故は饗庭野演習場以外では発生していない。重大事故を連続して起こしたことを防衛省はどう認識しているのか明らかにされたい。

二、連続して発生することは、それぞれの事故の原因究明と対策が不十分であったことを証明している。

①事故調査委員会に県・高島市・専門家など第三者を加え、真に公正な調査と対策が行えるよう改組すること。

②昨年11月20日に行った要請でこの5年間の実弾射撃訓練の着弾記録を提出するよう求めたが、いまだに提出されていない。改めて提出を求める。

三、高島市との「覚書」と「達」などの遵守を訓練部隊に徹底するなど、安全教育を抜本的に強化すること。同時に、「覚書」を改定し①企業開発中の火器類の試射も、射撃試験として高島市に事前通告することを加える、②訓練再開に当たっては地元自治体など住民合意を条件とするなど、周辺住民の安全確保のためより実効性のあるものにする、③改定のため高島市と協議することを求める。

四、照明弾落下事故は、パラシュート弾射撃を饗庭野演習場で行うことの危険性を示した。

(1)81^ミ榴弾砲はもちろん、あらゆる種類のパラシュート弾の射撃訓練は行わないこと。

(2)以下の諸点について明らかにされたい。

①民間企業の射撃試験は、どのような根拠に基づいて行われているのか。

②同様の試験が他の演習場や自衛隊施設で行われた例はあるのか。

③近畿中部防衛局は「平成25年度から饗庭野演習場で企業試射を実施してきた」と述べている。この6年間に試射した小火器、大型火器、照明弾類など弾名と弾数。

(3)別紙の諸点の情報を提供されたい。

五、そもそも中規模演習場である饗庭野演習場は東西6～8^{キロ}、南北4.5^{キロ}で、事故を起こした81^ミ迫撃砲の射程は最大5～6^{キロ}である。榴弾砲であれ、照明弾であれ、射撃訓練そのものが場外落下の危険を常にはらむ射撃訓練であることを示している。ここに饗庭野演習場における実弾射撃訓練の特別の危険性がある。一連の事故を踏まえ今後、饗庭野演習場では実弾訓練を行わないことを強く求める。

以上

別紙の四にかかわる情報提供のお願い

以下の文書等を提供いただきたいので、よろしくお願いいたします。

1. 近畿中部防衛局中部方面総監部の「IR 照明弾落下事案報告書」(令和元年10月5日付)8頁に示された「あいば野演習場管理規則」、陸自教範「小火器等射撃管理」
2. 防衛省防衛装備庁が発注した、平成25年度～31年度の81^式迫撃砲を諸元とする迫撃砲弾薬、榴弾砲弾、発唾弾、IR 試射弾
3. 火薬弾薬共通仕様書での射撃試験事項と調達要領指定書

以上